

第 22 回 KYC SPRING REGATTA 2017
WHITE SAIL CLASS
SAILING INSTRUCTIONS

1.規則

1-1 本レガッタには『セーリング競技規則』に定義された規則を適用する。

1-2 NOTICE of RACE と SAILING INSTRUCTIONS に矛盾が生じた場合は SAILING INSTRUCTIONS を優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、レース本部(関西ヨットクラブ事務局)南側テラスウェットバーに設置された公式掲示板に掲示する。

3. 出艇申告

3-1 各レースの出艇申告は、所定の用紙に記入の上、レース本部に提出すること。

3-2 提出している乗員登録書に変更が生じた場合は、出艇申告時間内にレース本部で変更申請を行うこと。

4. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、出艇申告受付開始前に掲示される。

5. 陸上で発する信号

5-1 陸上で発する信号は、出艇申告受付開始前から抗議受付締切時刻の間、レース本部前のポールに掲揚される。

5-2 AP 旗が音響二声と共に掲揚された時は(降下の時は音響一声)、「レースは延期された。予告信号は AP 旗の降下後 30 分以後に発せられる」ことを意味する。これはレース信号、AP 旗を変更している。

5-3 Y旗が陸上で掲揚された場合、最初のレースのためハーバーエリアから出港後、最終レース後ハーバーエリアに帰港する間すべてに規則 40 を適用する。これは第 4 章前文を変更している。

6. 日程

6-1 シリーズは Windward-Leewardコース 2 レースを予定する。

6-2 平成 29 年 3 月 18 日(土)	09:00~09:20	受付、出艇申告
	09:20	艇長会議
	10:55	予告信号
		表彰式(オープンレース時)

7. クラス旗

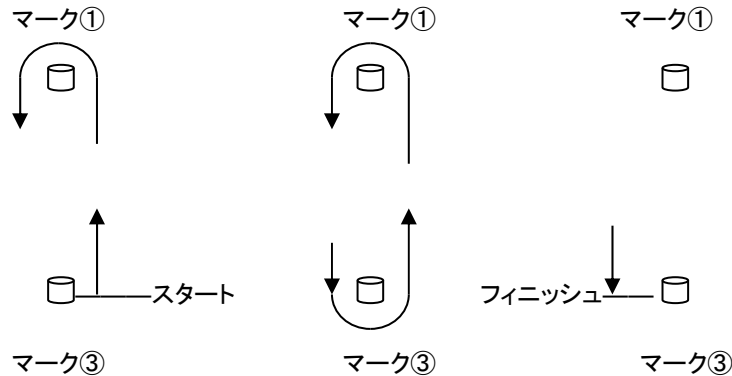
クラス旗は KYC クラブ旗を用いる。

8. レースエリア

大阪湾西宮沖水域

9. コース

- 9-1 コースは下図の通りとし、回航又は通過するマークの順序、及び各マークの通過する側を含むコースを示す。
スタート—マーク①—マーク③—マーク①—フィニッシュ



- 9-2 予告信号以前にレースコミッティーの信号艇にマーク③からマーク①へのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。

10. マーク

- 10-1 マーク①及びマーク③はオレンジ色の直径約 2m、高さ約 1.5mのトマト型ブイを使用する。
10-2 指示 12.「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①及びマーク③は同型の緑色である。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には、最初のマークを使用する。

11. スタート

- 11-1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。
11-2 その日の続くレースの予告信号は、レースコミッティーの信号艇に掲揚されている、R旗の降下(反復音響信号とともに)の、1 分後に発せられる。
11-3 スタートラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク③の間とする。
11-4 スタート信号の 5 分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。これは付則 A4 を変更している。
11-5 マーク①が設置されていない場合、マーク①はレースコミッティーの信号艇に掲示された位置にあるものとみなす。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグの変更は、次のマークへのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。これは、規則33 を変更している。

13. フィニッシュ

- 13-1 フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク③の間とする。
13-2 コース短縮の場合、フィニッシュラインは、レースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールとコースの最も近いマークとの間とする。
13-3 レースコミッティーが、その日の続くレースを予定する場合、レースコミッティーの信号艇は、先のレースのフィニッシュ時に、R旗を掲揚する。続くスタート手順は、先のレースで最終艇がフィニッシュした後、できるだけ早く開始される。

14. タイムリミット

スタート信号後 150 分、または先頭艇がスタート信号後 150 分以内にフィニッシュした場合は、そのフィニッシュ後 30 分、のいずれか遅いほうの時刻までにフィニッシュしなかった艇は DNF と記録される。これは規則 35 と A4 を変更している。

15. 帰着申告

帰着申告は、最終レース終了後 90 分以内に関西ヨットクラブ事務局に備え付けの所定の用紙に艇長が署名すること。

16. 抗議

- 16-1 抗議書は、レース本部で入手できる。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、その日の最終レース終了後 90 分以内にレース本部に提出されなければならない。
- 16-2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。
- 16-3 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議受付締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。
- 16-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 16-5 指示 3、5-3、15、18、19、21 および 22 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略号は、DPI である。

17. 順位、得点、及び大会の成立

- 17-1 各艇の所要時間に KYC ハンディキャップを乗じた修正時間により順位を決定する。修正時間は秒単位までを計算する。(小数点以下四捨五入)
- 17-2 すべてのレースをカウントする。これは付則 A2 を変更している。
- 17-3 シリーズが成立するためには、1 レースを完了することを必要とする。

18. 安全規定

- 18-1 個人用浮力用具はすべて着衣の上に装着すること。
- 18-2 レースからリタイアした艇は、できるだけ早くレースコミッティーに伝えなければならない。

19. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と SAILING INSTRUCTIONS に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20. 運営艇

運営艇は OFFICIAL 旗を掲揚する。

21. 支援艇

チームリーダー、コーチその他の支援要員は、準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはレースコミッティーが延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで、レースに影響するエリアにはならない。これに違反した場合、その支援艇に関連するすべての艇に対してペナルティーが課せられることがある。

22. 上架の制限と泊地

すべての艇は、各艇の最初のスタート後、その艇の最終レース終了まで次の場合を除き上架してはならない。また、レース期間中は新西宮ヨットハーバー内の指定された場所に係留すること。

- ① レースコミッティーの事前の許可書があり、その条件による場合。
- ② 緊急の場合。但し、事後にレースコミッティーを納得させる義務があり、これができない場合は、ペナルティーとしてその艇を失格とする場合がある。

23. 賞

- | | |
|-----------------|-------------|
| 一般社団法人関西ヨットクラブ杯 | 第 1 位～第 3 位 |
| 新西宮ヨットハーバー株式会社杯 | 第 1 位 |

24. 責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則 4[レースをすることの決定]参照。主催団体等は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損傷または身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。